平成18年　1月1日　No. 151
〒491-0041　一宮市文京1丁目4-6
TEL　0586-73-8707　Fax　0586-73-8870
メールアドレス　magokoro@owari.ne.jp

まごころ

＝ともに生きる暮らしをめざして＝
特定非営利活動法人尾張地域福祉を考える会まごころ
まごころ訪問介護事業所
NPO法人まごころ児童デイ

明けましておめでとうございます

本年もよろしくお願い致します

多くの皆様のお陰で、今年もまた新しい年を迎えることが出来ました。心から感謝申し上げます。

昨年は、日本の人口がはじめて自然減になりました。少子高齢化といわれて久しいのですが、現実のものとなり、福祉への影響は必至です。

今年は、四月から介護保険制度の改革と、障害者自立支援法に基づくあらたな障害者福祉がスタートし、さらに、有償福祉移動サービスについても新しい制度の下で行われることになっています。目まぐるしく変化する福祉施策に、介護を必要とされる方々は、戸惑われるばかりです。

当会は、確かな情報を得、必要なサービスへの資質向上に向けて努力して参りたいと思っております。

近年、ＮＰＯ法人が抱える活動と事業についての課題は大きく、当会も例外ではなく、「まごころ・らしい」活動とは何かを学ぶ試練の一年になると思われます。

皆様からのご指導をいただきながら、これまでの活動の意味を踏まえ、新たな一歩を踏み出します。

よろしくご支援の程お願い申し上げます。

昨年も、内外ともに災害や人のモラルが問われる悲しい出来事が多くありました。今年こそ、平和な年でありますよう心から願ってやみません。

皆様にとりましてお健やかな一年でありますよう

お祈り申し上げます。

二〇〇六年（平成十八年）一月一日

特定非営利活動法人
尾張地域福祉を考える会　まごころ

「ふれあいサロンとミニデイサービス」

～～約束された場所は
いつでも／いつまでも～～

思わぬ大雪に見舞われた日。その対応に右往左往。「こんな日は誰もいらっしゃらないかしら・・」と勝手な思い込みをしたスタッフの前に、いつものにこやかな顔が広場入り口に見られた。雪で行けないと思案にくれていたら、ご家族が車で送って下さったとのことでした。

地域の方が、ふらっと立ち寄れて、おしゃべりしていただける場所に「まごころ広場」をサロンとして開放させていただいて九カ月がたちます。

ひとり、ふたりとだんだんと利用者さんが増え、広場はいつも賑やかな空気に包まれています。立ち寄れば、そこには顔見知りのボランティアさんがいて、仲間がいる。

皆さんにとって、何よりも「安心で楽しい場所」になっているようです。

この日は、丁度保育園をお借りして行うミニデイサービスの日でもあり、吹雪く中、食事や荷物運び利用者さんの送迎にあたふたとスタッフが駆け回る。

ここでも「お休みされる方があるかしら」なんて思う必要はありませんでした。皆さんそろっての参加でした。

私達は、この楽しみな場所を、勝手には閉められない。

約束した窓口は開け続ける責任があることを私達は再び学ぶことになった一日でした。

また、この二つの助け合い活動には欠かせないボランティアさんの存在があります。誰もが、当たり前のように雪の中を来て下さる。感謝！・・・

児童デイサービスNEWS

雪で遊ばない子どもたち

残り雪でもこんなに大きな雪だるま

暮れに降った大雪で「明日はみんなで雪遊び」と心はずませて、子どもたちを誘うと、つれない返事が返ってきました。それでも、数人の児童と外に出て雪で遊ぶ事ができました。

なんとか誘導して雪をころがしていくと、少し模様付きのだるまではありますが完成しました。

12月22日（木）の夜からまたもや大雪。

23日（金）の児童デイではスノーシューとソリを用意して、雪遊び誘導作戦にでたのですが雪を楽しんだ児童は少なかった。

温かい部屋から出たがらない。

児童デイの開所時間は午後３時から６時、かなり冷え込む時間帯であることと、室内の活動からの気持ちの切換えが難しいのかもしれません。

今度の土曜日（１０時～１７時）には暖かい昼間の雪遊びを、平日の夜には雪とうろうを造って、ろうそくの光による雪景色を眺める誘導作戦を考えています。

地震発生

昨年12月24日午前11時過ぎ、愛知県西部で震度4の地震発生。

ドドドーと細かな縦ゆれを感じた時、スタッフはストーブの火を消しながら「子ども」と叫ぶ。1階の児童デイの広場へ向った。その時児童たちは日頃の訓練のお陰か、散歩に出ている児童一人を除いて全員がテーブルの下に避難していた。（右写真）

幸い余震もないので、児童デイはそのまま継続してクリスマスイブの一日を終えた。

No.63 チェック支援費・介護保険

◆精神障害者へのケアマネージメントは

四月からの障害者自立支援法に基づく精神障害者への在宅支援について、そのケアマネージメントの質が問われています。

今回の自立支援法では、聞き取り調査等や医師、社会福祉士、精神保健福祉士などによる市町村審査会で二次判定が行われ、障害程度区分が決められます。在宅支援には、障害程度区分に従い、相談支援専門員が本人と相談しながらケアプランを作成することになっています。

在宅での支援計画を作る相談支援専門員とは市町村又は市の委託を受けた事業所の専門員が行います。

精神障害の方は身体的な障害ではないことから、どこまで支援するのか、現場のヘルパーさんも戸惑うといわれています。

どこまでが、自立に向けた支援かどうか。ケアマネージメントには、丁寧な生活を見据えたアセスメントが必要とされ、かなりの専門性が問われます。

先日ある勉強会で、こんな話しがありました。

ヘルパーさんにみそ汁を作ってもらうことはいいもんだという、これまでの生活歴になかったことを体験し、在宅での普通の暮らしの温かさを感じ、ヘルパー利用を継続しようと決心された。そのため、新ケアプランが提示され、それには、利用者さんとヘルパーが一緒にみそ汁を作り、さらに、今度は利用者さん一人でみそ汁を作るプランが示されていました。長い間、病院暮らしで失っていた在宅での暮らしをやっと取り戻そうとしたとたん、自立へとせき立てられる。利用者さんはみそ汁は作りたくない。食事は、お新香でいいと、かえって煩わしくなったヘルプサービスの中止を選択された。

精神障害者への自立に向けた支援とは何んでしょう。

多くの精神障害の方々は、薬がないと暮らせない。一人では生活が出来ない。だからヘルパーさんの支援がほしいのです。淡々と生活を支える息の長い支援者が必要です。

折角の支援が逆行しないためには、利用者さんの生活を十分捉え、ケアマネージメントを行うことが出来る専門員が必要です。急造される専門員であれば研修を積む機会を多く作ることが、この支援法の施策に是非必要なことではないかと思います。